

国の「電気・ガス料金負担軽減支援事業補助金」に伴う

ガス料金・電気料金の値引きについて

平素より武州ガスのガス・電気をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当社は、経済産業省の「電気・ガス料金負担軽減支援事業補助金（以下、「本事業」）」について、2025年8月検針分から2025年10月検針分のガス料金・電気料金^{*1}の値引きを行います。なお、本事業による値引きに際して、お客さまご自身でのお手続きや当社へのご連絡は不要です。

*1：武州ガス株式会社は東京ガス株式会社（小売電気事業者/登録番号 A0064）が販売する電気を取り次ぎいたします。

当社の運用内容

1. 値引き単価および適用月

下表の金額をお客さまのガス料金・電気料金より値引きいたします。

年月(検針月)	2025年			
	8月検針分	9月検針分	10月検針分	
ガス料金(1m ³ あたり)	8.0円	10.0円	8.0円	
電気料金 (1kWhあたり)	低圧	2.0円	2.4円	2.0円
	高圧	1.0円	1.2円	1.0円

(対象外となるお客さま)

- ・ガス料金：年間契約量が1,000万m³以上のお客さま、発電事業を営むお客さま（売電分）。
- ・電気料金：特別高圧電気をご契約のお客さま。

※上記の電気料金（低圧）のうち、需給開始日と需給開始日以降到来する検針日が同月となる場合は、その電気料金には前月下旬に確定する燃料価格を適用するため、翌月検針分の電気料金に適用される値引きを適用します。（例：2025年7月1日需給開始、2025年7月10日検針の場合、その電気料金には2.0円/kWhの値引きを適用）

なお、補助金適用前後の調整単価は、検針月の前月中旬（例：2025年8月検針分は、2025年7月中旬）に、当社または東京ガスホームページ^{*2}で公表する予定です。

ただし、検針日が1日の特別高圧及び高圧の調整単価については、適用月翌月の上旬に当社ホームページに公表する予定です。

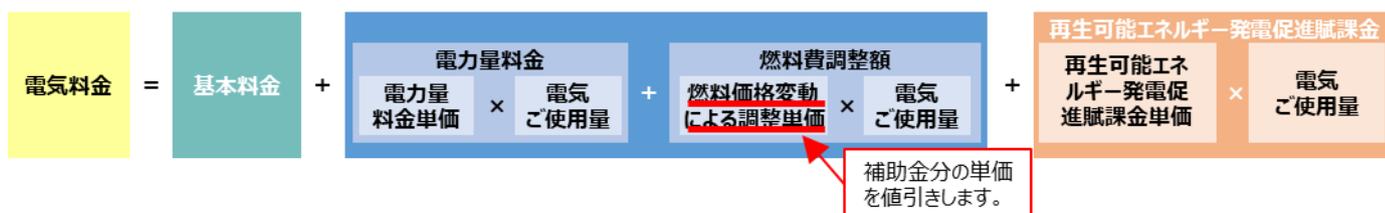
*2：当社・東京ガスホームページ

- ・ ガス料金の調整単価：下記 URL の「原料費調整制度」
<https://www.bushugas.co.jp/home/gokatei/>
- ・ 低圧電気料金の調整単価：下記 URL の「燃料費調整制度」（東京ガスのホームページにリンクします）
https://home.tokyo-gas.co.jp/gas_power/plan/power/price.html#nenryouhi_cyousei_seido
- ・ 高圧電気料金の調整単価：下記 URL の「燃料費調整単価について」
<https://www.bushugas.co.jp/electricity/high-elec/>

<ガス料金の補助金適用イメージ>



<電気料金の補助金適用イメージ>



2. 適用開始月

ガス料金・電気料金共に、原則 2025 年 8 月検針分より適用を開始*3いたします。なお、値引き単価および値引きの適用終了月も経済産業省の補助金事業に準じます

*3：ガス料金のうち、2025 年 7 月検針後で同月内に閉栓の場合は、2025 年 6 月下旬に確定する原料価格(3～5 月分)が適用されないため、値引きが適用されません。

法人向けのご契約について、ガスは 2025 年 6 月下旬に確定する原料価格(5 月分の貿易統計値)を適用する場合「2025 年 8 月検針分」、2025 年 8 月下旬に確定する原料価格(7 月分の貿易統計値)を適用する場合「2025 年 10 月検針分」において 8.0 円/m³ (税込み) 値引き、2025 年 7 月下旬に確定する原料価格(6 月分の貿易統計値)を適用する場合「2025 年 9 月検針分」において、10.0 円/m³ (税込み) 値引きいたします。また高圧電気については、毎月の検針日が 1 日の場合は「2025 年 9 月 1 日検針分」「2025 年 11 月 1 日検針分」から 1.0 円/kWh (税込み) 値引き、「2025 年 10 月 1 日検針分」において 1.2 円/kWh (税込み) 値引きいたします。

3. 値引き額の確認方法

毎月お客さまへお配りする検針票は、補助金分を予め値引きした単価にて算定した料金を掲載いたします。

補助金分として値引きした金額は「①補助金による値引き単価」×「②ご使用量」にて計算できます。また料金プラン（選択約款）の内、基本となる料金から更に割引となる料金プランをご契約のお客さまの金額は、「①補助金による値引き単価」×「②ご使用量」にご契約プランの割引率を掛けたものになります。

なお、国におけるモデルケース（ガス使用量 30m³/月、電気使用量 400kWh/月）の場合、2025 年 8 月・10 月検針分においては、ガス 240 円/月、電気 800 円/月の値引きとなり、2025 年 9 月検針分においては、ガス 300 円/月、電気 960 円/月の値引きとなります。

< 検針票への記載イメージ（ガス・電気合算の場合） >

なお、ガス・電気ともに当社とご契約のお客さまにおいては、検針のタイミングが異なることにより、ガス料金と電気料金で、値引きが開始される請求月に差が生じる場合があります。（値引きが終了する請求月にも同じ差が生じますので、値引きが行われる月数は変わりません）

お客さまの検針月は、毎月の検針票における「ガス契約明細」及び「電気契約明細」の「ガス検針日」「電気検針日」よりご確認ください。

(例①) ガス料金 2025 年 8 月検針分と電気料金 2025 年 7 月検針分を合算して、2025 年 8 月に請求する場合 ガス料金には補助金分の値引きが適用されておりますが、電気料金には適用されていません。電気料金には 2025 年 9 月請求分（8 月検針分）以降、値引きが適用されます。

お知らせ

	2025年5月		2025年6月		2025年7月		2025年8月	
ガス				検針日★		検針日★	請求	
電気			検針日★		検針日★		請求	

(例②) ガス料金 2025 年 8 月検針分と電気料金 2025 年 6 月検針分を合算して、2025 年 8 月に請求する場合 ガス料金には補助金分の値引きが適用されておりますが、電気料金には適用されていません。電気料金には 2025 年 10 月請求分（8 月検針分）以降、値引きが適用されます。

お知らせ

	2025年5月		2025年6月		2025年7月		2025年8月	
ガス				検針日★			検針日★	請求
電気		検針日★		検針日★				請求

4. 本事業に関するお問い合わせ先

問い合わせ先	連絡先	受付時間
経済産業省	電気・ガス料金支援 お問い合わせ窓口 0120-013-305	平日：9:00～17:00

※事業概要は、以下のページよりご確認ください。

[電気・ガス料金支援 | 経済産業省 資源エネルギー庁 \(denkigas-gekihenkanwa.go.jp\)](http://denkigas-gekihenkanwa.go.jp)

お客さまへの請求料金に関しては、当社窓口（下記）までお問い合わせください。

※ お客さまが本事業による値引きを受けるにあたって、お客さまご自身でのお手続きや当社へのご連絡は不要です。

■当社窓口

ガス料金：049-241-9015 <料金チーム>

電気料金：0120-255-900 <小売電気チーム>

□受付時間 平日 8:30～17:15（年末年始を除く）

以上